



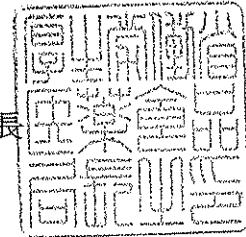
薬食発1021第1号
平成21年10月21日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第149号）が別添の通り平成21年10月21日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる6物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ ジフェニル（ピロリジン-2-イル）メタノール及びその塩類
- ・ 1-ナフタレニル（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ・ (1RS, 3SR) - 3 - [2-ヒドロキシ-4-(2-メチルオクタノ-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類
- ・ (1RS, 3SR) - 3 - [2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類
- ・ 1-(4-フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- ・ 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物
にあつては、それぞれ右欄に掲げる用途

ジフェニル(ピロリジン-2-イル) メタノール、その塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こ させる用途
1-(4-フルオロフェニル)ピペ ラジン、その塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こ させる用途

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に
対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日(平成21年10月21日)から起算して30日を経過した日
(平成21年11月20日)から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二四九)

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一四九)

〔告 示〕

○市町の境界変更の件(総務四九八)
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四八八)
○日本国に帰化を許可する件(同四八九)
○保安林の指定をする件(農林水産一四七七〜一四八〇)
○保安林の指定を解除する件(同四八八〜一四八五)

○保安林の指定実施要件を変更する件(同一四八六〜一四八八)
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件(同一四八九)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件(同一四九〇)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一〇九九、一一〇〇)
○浄化槽の型式の認定を更新した件(近畿地方整備局一五二〜一五八)

○道路に関する件(四国地方整備局一一二、一一三)

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

久遠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について(農林水産省)

〔資 料〕

機械受注統計調査報告(平成二十一年八月)(実績)(内閣府)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責

特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◆児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第二四九号)(厚生労働省)

一 児童福祉法施行令の一部改正関係
所要の整備を行うこととした。
二 地方自治法施行令の一部改正関係
所要の整備を行うこととした。
三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正関係
公営住宅の建替事業における建替後の戸数についての特例の対象となる施設として、家庭的保育事業の用に供する施設等を追加することとした。

四 この政令は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定については公布の日から施行することとした。

政 令

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年十月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第二百四十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第三十四条の十五第一項第三号」を「第三十四条の十九第一項第三号」に改める。

第四十二条の二第一項中「法第二十四条第二項に規定する保育の実施」を「保育を行うこと」に改める。

第四十五条の三第一項中「第三十四条の十三の規定による質問等」の下に、「児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十六の規定による質問等」を加え、同条第九項中「第四十六条第一項」を「第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二十六第一項中「第三十四条の十三の規定による質問等」の下に、「指定都市が行う同法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等」を加え、同条第八項中「第四十六条第一項」を「第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項」に改める。

第七十四条の四十九の二第二項中「第二十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 中核市が行う児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等

第七十四条の四十九の二第三項中、「同法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定」を削る。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第七項」を「同条第七項」に改め、「一時預かり事業」の下に「若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業」を加える。

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

総務大臣 原口 一博
厚生労働大臣 長妻 昭
国土交通大臣 前原 誠司
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

省 令

○厚生労働省令第四百十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十号を第四十六号とし、第二十八号から第三十九号までを六号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 ニー（メチルアミノ）ー（四）メチルフェニル）プロパニール及びその塩類

第一条中第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十七 （一RS・三SR）ー（三）ー（二）ヒドロキシ四ー（二）メチルオクタニールフェニル）フェニル）シクロヘキサニール及びその塩類

二十八 （一RS・三SR）ー（三）ー（二）ヒドロキシ四ー（二）メチルノナンニール）フェニル）シクロヘキサニール及びその塩類

二十九 ー（四）フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 ー（一）ナフタレニル）ー（一）ベンチル）ー（一）インドール）ー（三）ニール）メタノン及びその塩類

第一条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 ジフェニル（ピロリジンニール）メタノール及びその塩類

第二条第五号の表インダンニールアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

ジフェニル（ピロリジンニール）メタノール、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ー（四）フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。